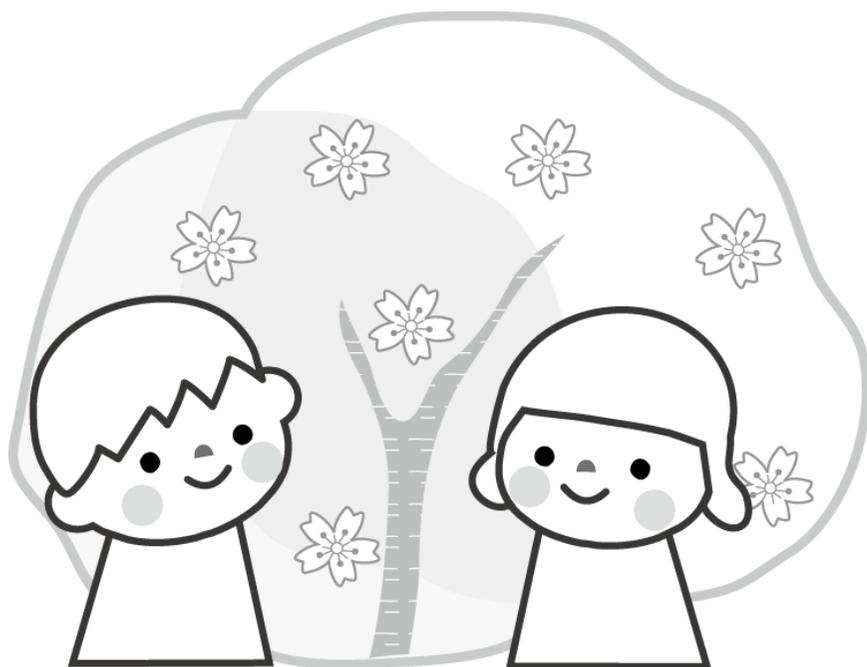


P T A 手 引 書



池田小学校 P T A

はじめに

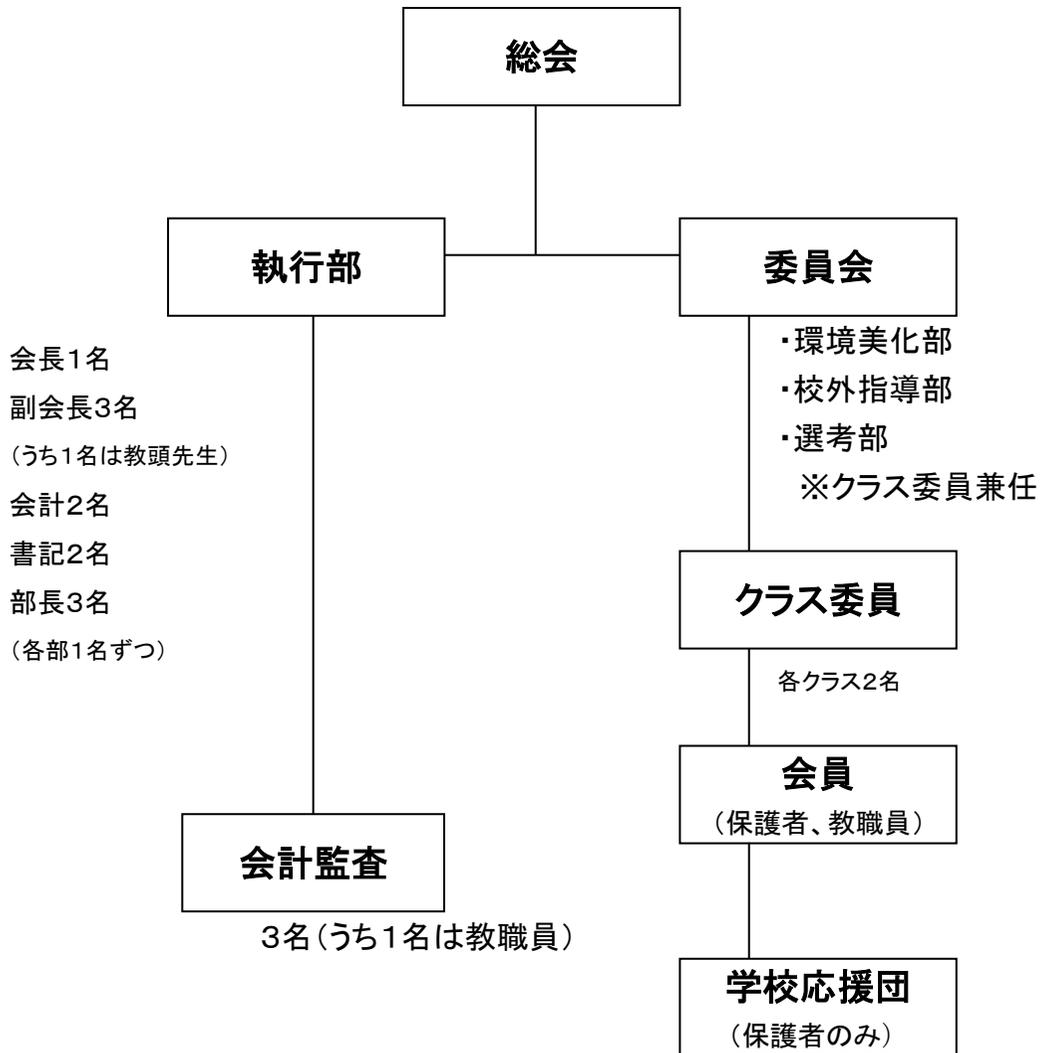
池田小学校 PTA会長

日々、めまぐるしい変化を続ける現代社会の中で子どもたちをとりまく環境も、常にその大きな影響を受けています。よりよい環境の中で子どもたちが心身共に健やかに成長していくことは、PTA会員全員の願いです。と同時に、どのような状況におかれても、思いやり・やさしさそして^{たくま}逞しさを子どもたちに兼ね備えてほしいと願わずにられません。池田小学校では子どもたち一人ひとりの個性を大切にし、お互いを認め合い、育ち合うこと、大人も子どもも心豊かに生きていくことができるよう、会員一人ひとりが力を合わせ、PTA活動が行われています。

『6年間に一人の子どもについて一回は役員をしましょう』を合言葉に、誰もが気軽に役員を引き受けることができ、PTA活動が円滑に進むよう、手引書を作成いたしました。

PTA活動の主旨を、会員の皆様に深くご理解頂き、積極的なご協力ご参加をお願いいたします。

P T A 組 織 図



総 会

- (1) 総会は、全会員によって構成される PTA の最高決議機関です。
- (2) 総会は、定例総会と臨時総会があります。
- (3) 定例総会は、5月中旬までに開催します。
- (4) いずれも成立の条件は、会則によります。
- (5) 次の事項を審議し決議します。
 - 前年度の活動報告と決算報告
 - 年間の活動方針・計画と予算
 - 新役員の承認
 - 規約改正
 - その他
- (6) 決定の条件は、会則によります。

委 員 会

- (1) 委員会は、総会に次ぐ決議機関です。
- (2) 各学期に2回、定例委員会を開催します。

執行部・クラス委員で構成され、校長先生・教頭先生にも出席していただきます。

委員がやむを得ず欠席する場合は、必ず執行部まで欠席の連絡をします。
- (3) 臨時に開催できます。(詳細は、会則によります。)
- (4) 成立の条件は、会則によります。
- (5) 決定の条件は、会則によります。

但し、手引書改正の決議は、執行部を含みます。
- (6) 各クラス・各部・学校等から出された問題を討議し、解決をはかります。
- (7) 会員である教師・保護者は、委員会を傍聴できます。

委員が認めれば、発言することができますが、決定には参加できません。
- (8) その他 やまざくら学級に関しては、委員ではなくクラス代表として定例委員会に出席し、委員会とクラスのパイプ役をします。各部には所属しません。

執 行 部

(1) 会長1名、副会長3名(うち1名は教頭先生)、書記2名、会計2名、部長3名で構成されます。

会 長 …会の代表で、各種会合を招集し、会務を統括します。

副 会 長 …会長を補佐し、会長事故ある時はその職を代行します。

書 記 …各種会合の議事、その他の活動を記録し、報告します。

会 計 …一般会計・資源回収会計各1名とし、それぞれの会計事務にあたります。

部 長 …校外指導部、環境美化部、選考部各1名とし、それぞれの部を総括します。

(2) 委員会においては、運営・進行にあたります。

(3) * 新座市 PTA 保護者会連合会関係の行事等に中心となり参加します。

(4) 次年度の会計監査のうち2名を執行部から、1名を教職員から選出します。

* 新座市 PTA 保護者会連合会、埼玉県 PTA 連合会、北足立南部地区 PTA 連絡協議会については、後述します。(令和3年度より、県P、南P休会のため)

会 計 監 査

(1) 原則として、学期ごとに監査します。(年3回)

(2) 定例総会において、監査報告をします。

会 費

(1) PTA 会費は、1世帯年額1,800円とし、期日までに一括納入します。

※会費の納入をもって、本会への加入とさせていただきます。

(2) 転入の際は、翌月より残りの月分を一括納入します。(3月分まで)

転出の際は、翌月より残りの月分を一括返金します。(3月分まで)

(3) 転出時の返金については、会計担当者まで連絡ください。

(連絡のあった方のみ返金します。)

PTA 団 体 保 険

池田小学校PTAでは、会費の中から毎年「PTA 団体保険」(PTA 団体傷害保険及びPTA 賠償責任保険)に加入し、PTA 活動に安心して取り組めるようにします。

PTA 団体傷害保険

1 対象者

- (1) PTA 会員およびその学校に通学される児童・生徒
- (2) PTA 会員の同居の親族
- (3) PTA 行事への参加が事前に PTA より認められている方

2 対象となる傷害

【PTA が主催または共催する行事】

PTA が日本国内で企画・立案する行事で、PTA 総会、運営委員会など PTA 会則に基づく手続きを経て決定されたもの

(PTA 総会、運営委員会、授業参観、スポーツ大会、学校奉仕活動など) 但し、「日本スポーツ振興センター法」の給付対象となる傷害は除く。

3 給付内容

上記のような傷害が生じた場合、支給されます。

- ※通院の場合
- ※入院の場合
- ※後遺障害の場合
- ※死亡された場合

PTA 賠償責任保険

1 対象者

PTA 会員(児童・保護者・先生)

2 対象となる賠償 (※及び給付内容)

- (1) PTA 活動に伴う賠償責任 (※対人賠償責任 ※対物賠償責任)

PTA活動参加者が第三者に損害を与えて、法律上の賠償を負担した場合

- (2) 保管物に係わる賠償責任 (※保管物賠償責任)

PTA が第三者から借用した保管物を損壊・紛失または盗取されたことにより法律上賠償責任を負った場合

掛け金

1世帯につき、年間100円程度

(池田小 PTA 会費1800円の中から保険料を支払います。)

※給付内容の金額については執行部までお問い合わせください。

慶弔規定

- (1) 会員・児童・学校職員が死亡した場合、弔慰金をおくるものとします。
死亡弔慰金… 5000円
- (2) 特例の場合は、執行部で協議決定します。

予算・活動計画等について

- (1) 予算・活動内容について
年度末、執行部の構成メンバーで、その年の反省を十分に行い、要望等検討を通し、次年度のおおまかな編成を行います。
- (2) この原案をもとに、次年度の予算・活動計画を編成します。

資源回収

- (1) 毎週水曜日、指定の回収場所を回収車が回ります。回収車は、運転席前に「池田小学校」のプレートがあります。
- (2) 回収場所には、プレート管理者をおきます。
- (3) 資源回収収益金は、会員の要望をもとに、児童行事、図書室の本の購入等に
あてられています。

新座市PTA保護者会連合会・埼玉県PTA連合会・北足立南部地区PTA連絡協議会

「新座市PTA保護者会連合会(市P)」 「埼玉県PTA連合会(県P)」

「北足立南部地区PTA連絡協議会(南P)」は、それぞれの地域内の小中学校のPTA・保護者会(単P)によって構成されています。

各単P間の情報交換・協調と研修を通し、地域内全体の学校教育の振興をはかる事を目的としています。

年間を通し、理事会・会長会・合同研修会・教育講演会等を行っています。市P理事会は、各単PのPTA・保護者会会長と、小中学校長により構成されます。県P・南Pに関しては、市Pで選出された役員が理事会構成員となります。

※令和3年度より、県P、南P休会中

各部の活動内容

各クラスから選出された委員は、校外指導部・環境美化部・選考部の3つの部に所属し、かつクラス委員も兼任します。

各部に担当の先生がつきます。各部の各事業を行う場合は、担当の先生と、会長への協議・報告の後に行ってください。

クラス委員としての仕事

- 各学期に2回の定例会に出席する。
- PTA会費を集金する(年1回)。
- 各クラス委員のうち1名は、学校主催の保健委員会に登録し、出席する。登録した委員が都合の悪い時は、他の方が出席する。
- クラスから出た意見を委員会で提案し、委員会で決議された事項を必ずクラスに伝達する。
- 学校行事・地域行事・PTA行事への協力(運動会・持久走・芸術観賞会等。)
- 新座市PTA保護者会連合会専門部合同研修会参加(各部単位での参加もあり。)
- 学校応援団の集計を担当する。
- 「読み語り」サポート

校外指導部

※部員数9名

- 子どもたちの安全を守り、生活環境を良くするために会員に呼びかけ、年間を通して学区内パトロール・通学路安全点検等を企画・実施する。
- 交通安全母の会の活動に参加する。
- 通学路編成のお手伝いをする。

環境美化部

※部員数9名

- 年3～4回程度の花の植え替え。
- 年間を通じての花の管理。
- 夏休み草取り作業、等。
- 学校給食への理解を通して、子どもたちの健康と成長を願い活動する。
・年1回以上の給食試食会等の開催
- 体育館清掃(年1回)
- 図書室整理手伝い。

選考部

※部員数6名(各学年1名)

- 次期執行部の選考に関わる事務。
(守秘義務がある。次年度の執行部に推薦されても、選考部の仕事は継続する。)
- ベルマーク回収・集計。

※各部の部員数はクラス数、活動状況により変動有り。

学校施設の利用について

- (1) PTA で活動する場合、第3会議室を使用することができる。
電気製品の電源・戸締まり・照明などを確認、清掃をし、必ずもとの状態に戻し、気持ち良く利用することを心がけてください。
- (2) その他の学校施設を利用する場合、必ず事前に学校に確認する。

印刷物について

- (1) 印刷は、第3会議室にある印刷機を使用する。
- (2) 印刷物には、必ず「日付」「発行責任者」を入れ、形式を整えること。

(例)

	令和〇年〇月〇日
PTA 会員様	
	池田小学校 PTA
	会長 ○○○○
	△△△△部
□□□□□□のお知らせ	

- (3) 原稿は、必ず事前に会長と教頭先生に見せて、許可を得る。
(クラス・学年単位での印刷物は、会長・担任の先生に見ていただく)
- (4) 印刷物は、クラス毎にまとめ、職員室内後方の所定の棚に入れる。
急ぐ場合には担任の先生に直接お願いする。
- (5) 原本は印刷物原本ファイルに必ず保管しておく。

備品の管理と使用

- 備品棚内に各部のものも入っているので、それぞれ確認しておく。
それ以外のものは PTA 全体の備品なので、必要に応じて使用できます。
使用後は必ずもとの場所に戻すこと。
- パソコンは、あらかじめ執行部へ確認してから使用する。

コピー機・印刷機の使用

- それぞれマニュアルに従って使用する。
- 両面コピーできるものは両面コピーしてください。

その他

- 読み語り活動が続く限り、PTA として支援していく。
- 各部の活動で集金する際は、集金および管理には責任を持って当たる。
- 保護者の自動車の乗り入れは、原則として禁止。
- 自転車は、学校指定の場所に駐輪すること。
- 来校時のマナーを守ること。

執行部候補選出について

- 各学年(1～5年)のクラス数×2名を学年代表候補者として選出する。
- 立候補者がいない場合は、選出方法をクラス委員に一任する。
- 免除対象条件に当てはまる場合、免除対象の申請書を提出することができる。
- 免除対象条件は、1～5学年まで統一とする。
- 免除申請書を提出しない場合、免除対象にはならない。

《免除対象》

- ・妊娠中(母子手帳コピー提出)、または次年度に一歳未満の子どもを抱える方
- ・日本語の読み書きに不安がある方
- ・三役・執行部経験者、市P(*)経験者
(三役・執行部、市P経験者の方で免除希望の方は、必ず免除申請書を提出すること。)
- ・その他(どうしても出来ない理由がある方は、個別に執行部またはクラス委員に相談すること。内容によっては免除対象にならない場合もある。)

※期限を過ぎてからの免除申請は受け付けません。

(*)市P…「新座市PTA保護者会連合会」の略称。市P会長および事務局経験者は執行部に準ずるものとする。

- 免除対象条件に当てはまる場合でも、立候補、および再任を妨げない。
- 免除対象条件を変更する場合は、委員会において決議する。(会則第27条)

クラス委員選出について

- 各クラス2名を選出する。
 - 小学校6年間で、一人の子どもにつき一回は委員になるよう努力する。
(どうしても出来ない場合は、話し合いの際にご理解頂くよう説明する。)
 - 三役・執行部経験者は、クラス委員を免除される。
(兄弟姉妹についてはクラス委員は免除される。また、立候補は妨げない。)
- 市P経験者は、就任した子どもについてのみクラス委員を免除される。
(兄弟姉妹についてはクラス委員を免除されない。また、立候補は妨げない。)

池田小学校PTA

1998年	2月
1999年	2月改正
2001年	12月改正
2003年	5月改正
2004年	4月改正
2007年	2月改正
2008年	3月改正
2010年	4月改正
2011年	4月改正
2012年	4月改正
2013年	4月改正
2014年	4月改正
2015年	4月改正
2017年	4月改正
2018年	4月改正
2020年	3月改正
2022年	3月改正